

## 医療福祉RMニュース <2021 No.3>

### 介護施設等における高齢者虐待防止研修の重要性とポイント

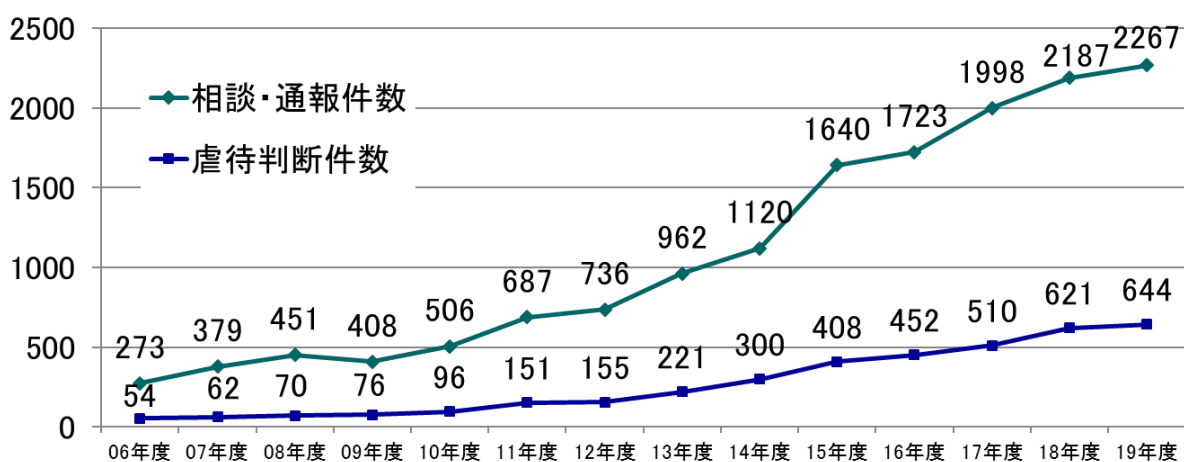
#### 【要旨】

- 介護施設・事業所における職員による高齢者虐待の発生件数は13年連続で過去最高を記録している。
- 令和3年度介護保険制度の改正において虐待防止規定が新たに創設され、事業者には委員会の設置、指針の策定、研修の実施、担当者の設置が義務化された。
- 介護施設・事業所における高齢者虐待発生の要因は、職員の教育・知識・介護技術等に関する問題が最も多い。
- 虐待の防止には職員の高齢者虐待に関する正しい知識及び認識が不可欠であり、研修プログラムの例を示した。

#### 1. 虐待発生件数の推移と虐待防止規定の創設

介護施設・事業所における高齢者虐待発生件数が過去最高を記録している。厚生労働省が毎年公開している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果によると、2019年度における介護職員等による高齢者虐待の件数は644件あり、13年連続で増加した。虐待が発生したサービス種別は特別養護老人ホームが190件(29.5%)と最も多く、有料老人ホーム178件(27.6%)が続き、入所・居住系サービスが上位を占めた。虐待による死亡事例は4件(4人)発生しており、昨年度から3件(3人)増加した。

【図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移】



出展：厚生労働省「令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者における支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」よりMS & ADインターリスク総研(株)にて作成

こうした介護施設・事業所における高齢者虐待の増加を背景として、介護施設従事者等による高齢者虐待防止の取り組みを強化する観点から、令和3年度介護保険制度の改正において虐待防止規定が新たに創設された。各介護サービスの運営基準も改正されたことにより、令和3年4月1日から全て

の介護サービス事業所を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の定期的な開催、指針の整備、従事者への研修の定期的な実施、担当者を置くことが義務化された（3年間の経過措置有）。

2024年3月までは経過措置期間ではあるが、高齢者虐待が依然として増加していることから未実施の介護施設・事業者においては早急な対策、実施を図ることが求められる。

【表1 虐待防止規定により介護サービス事業所に義務化された高齢者虐待防止の取り組み】

項目	内容（一部抜粋）
① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な開催</li> <li>管理者を含む幅広い職種で構成</li> <li>委員会での検討結果を従業者へ周知徹底</li> </ul>
② 虐待防止のための指針の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止に関する基本的考え方</li> <li>虐待防止に関する事業所内の組織について</li> </ul>
③ 従業者に虐待防止のための研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回以上の研修の実施（在宅系は年1回以上）</li> <li>事業所内研修も可</li> <li>実施の記録を残すこと</li> </ul>
④ 担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記①～③の措置を適切に実施するため、専任の担当者を設置すること</li> </ul>

出展：厚生労働省「令和3年度介護報酬改定について」よりMS&ADインターリスク総研（株）にて作成

## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因

養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因は、先述の「令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」によると「職員の教育・知識・介護技術等に関する問題」（56.8%）が最も高く、次いで、「職員のストレスや感情コントロールの問題」（26.4%）、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」（20.5%）となっている。

虐待の発生要因については職員個人の問題としてのみ捉えるのではなく、組織環境の問題も含めた様々な要因が複合的に重なることによって発生するものと捉えるべきであるが、職員自身が高齢者虐待について正しい知識及び認識を持つことは不可欠である。しかしながら、この調査結果から職員の高齢者虐待に関する知識や介護スキル等の習得機会、あるいは学習内容に課題があることが推察される。また、「職員のストレスや感情コントロールの問題」を解消するにあたっては、職員自身がストレスにどう向き合えばよいのか、あるいは感情をコントロールする術を職員が身に付ける必要があり、事業者はそれらを含めた研修プログラムの設定を行う必要がある。

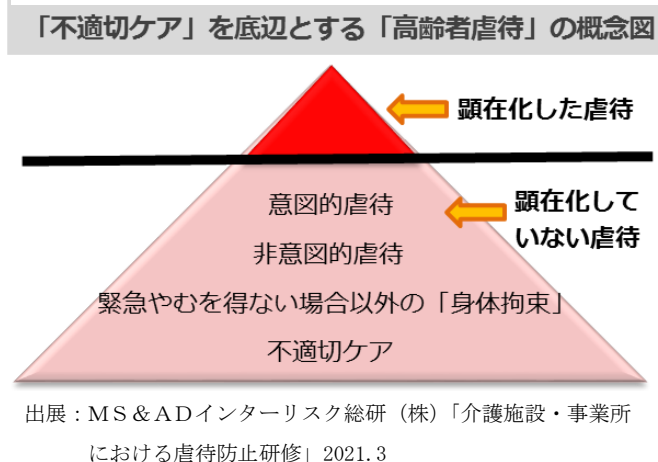
## 3. 高齢者虐待の捉え方

不適切ケアやいわゆる「グレイゾーン」という言われ方がなされるようになってから久しいが、これらの表現は『当該行為が虐待に当たるか否かは不明だが好ましくないケアである』といった文脈で使用され、虐待を考える上で一つの逃げ道としてこうした表現が使用されるきらいがある。

しかしながら、厚生労働省は2010年の各自治体宛の通知（老推発第0930第一号）において、このような不適切ケアやグレイゾーンと呼ばれる行為について、職員による高齢者への虐待と思しき行為や不適切行為を虐待に該当するか否かの判断をせずに「極めて不適切な行為」として処理することを高齢者虐待防止法は想定していない、という見解を明らかにしている。つまり、不適切ケアやグレイゾーンと呼ばれる行為も虐待と同一のものとして捉え、各施設・事業所においてはこれらの撤廃・防止に努める必要がある。

介護の現場においては、報道や調査によって明らかになった虐待(顕在化した虐待)だけではなく、先述した不適切ケアと呼ばれる行為や緊急やむを得ない場合以外の身体拘束等、顕在化していない虐待行為も多くあるとみられており、高齢者虐待を考える上での視点を図2に示した。また、職員が虐待行為に該当すると知らずに、あるいは意図せずに行った行為が結果として虐待となるケースもあり、この点からも職員に対し虐待に関する正しい知識及び認識を促す研修プログラムを設定することが必要であると言える。

【図2 高齢者虐待を考えるための視点】



#### 4. 高齢者虐待防止研修プログラムの例示

介護施設・事業所における全ての従事者を対象とした高齢者虐待防止の研修プログラムを一つご紹介する。

弊社は厚生労働省令和2年度老人保健健康等増進事業において「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」の採択を受け、介護施設・事業所の全ての従事者を対象とした高齢者虐待の防止に資する研修プログラムを開発した。本調査研究事業において設置された検討委員会での議論を踏まえた、高齢者虐待の基礎的な知識の習得を目指した研修プログラムを以下に例示する。

【表3 高齢者虐待防止研修プログラムの例】

科目	内容	
虐待とは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待の定義と絶え方</li> <li>高齢者の権利擁護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待の発生要因</li> <li>高齢者虐待の背景要因等</li> </ul>
高齢者虐待防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待防止法の施行の経緯と背景</li> <li>高齢者虐待防止法の目的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律の特徴</li> </ul>
養介護施設・養介護事業における高齢者虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>養介護施設・養介護事業者の責務</li> <li>高齢者虐待防止への対策の基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営基準</li> <li>高齢者虐待の対策</li> </ul>
早期発見と通報義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期発見と通報の義務</li> <li>通報後の市町村・都道府県等の対応</li> </ul>	
身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束禁止規定</li> <li>身体拘束に該当する具体的な行為の例</li> <li>緊急やむを得ない場合に該当する3要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急やむを得ず身体拘束を実施する際の求められる手続き</li> <li>身体拘束の適正化にかかる事業者の責務</li> </ul>
高齢者虐待の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的虐待の具体例</li> <li>介護・世話の放棄・放任の具体例</li> <li>心理的虐待の具体例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的虐待の具体例</li> <li>経済的虐待の具体例</li> </ul>
ストレスケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスのしくみ</li> <li>高齢者虐待とストレスの関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>怒りのコントロール</li> <li>ストレスの対処法</li> </ul>

出展：MS & ADインターリスク総研（株）「介護施設・事業所における虐待防止研修」2021.3

また、検討委員会においては、職員間で虐待について日頃から考えている事や感じていることを共有することが高齢者虐待の防止に向けて重要であるという観点から、演習プログラムの必要性についても議論がなされた。本調査研究事業において開発した演習プログラムについても表4に例として示す。

【表4 高齢者虐待防止研修プログラムの例（演習）】

フェーズ	演習内容
フェーズ1 気になる言動を考えてみよう	事例において、どのような言動が問題と考えられるかを明確にする
フェーズ2 高齢者の気持ちを考えてみよう	職員の行動をうけて、高齢者がどう感じるか、同じことを自分がされたらどう感じるか、自分の家族がされたらどう感じるかも含め高齢者の気持ちを考える
フェーズ3 職員の気持ち、言動に至った職員の要因や背景を考えてみよう	事例の職員はなぜそのような行動をとったのか、職員の気持ちを考え、受講者の経験や想いを共有する。職員がとった行動の背景を掘り下げ、要因を考える
フェーズ4 対応方法を考えてみよう	実際に事例のようなケアを見聞きした時、どのような行動をするかを検討する
フェーズ5 できることを考えてみよう	フェーズ3で出された意見から、高齢者虐待を防止するための対策を考える
フェーズ6 実現する方法を考えてみよう	フェーズ5で出た意見を「個人で」「チームで」「組織で」対応することに分け、「誰が」「どこで」実現できるか検討する

出展：MS & ADインターリスク総研（株）「介護施設・事業所における虐待防止研修」2021.3

なお、本調査研究事業で開発した研修プログラムも上記の内容に準じる。紹介した研修プログラムについては弊社ホームページで公開 (<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>) しており無償で使用が可能であるため、研修プログラムの作成や実施に悩まれている施設・事業者におかれては参考・活用されたい。特に表3で紹介した研修プログラムは動画形式の教材となっており、介護施設・事業所で講師を用意する必要をなくしていることがポイントである。また、それにより従来の集合型研修のように職員が一箇所に同時に集まる必要もなく、学習者は各自のペースでスマートフォン等を活用しながら高齢者虐待に関する基礎的な知識を習得することを可能たらしめている。表4で示した演習プログラムについても、動画教材により習得した虐待防止に関する基礎知識を踏まえたうえで実施することにより、職員間でお互いが日頃から虐待について考えていることや感じていることを事例演習を通じて共有、高齢者虐待の防止に対する意識強化に繋げることを目指している。

これら研修プログラムの開発にあたっては特別養護老人ホームや老人保健施設等、複数の協力施設において試行を実施し、その有用性の検証を行った。協力施設において研修の実施一カ月後に本研修プログラムの受講により、学習者自身の虐待に対する考えや言動の振り返り、また、言動を変えるきっかけとなる内容があったかを質問したところ、80%を超える受講者から肯定的な反応が得られた。また、研修受講前に比べて「より高齢者虐待を意識するようになった」とした受講者も80%を超え、本研修プログラムの受講により、学習者の高齢者虐待防止への意識付けが一定程度なされたことが示唆された。弊社では本調査研究事業で開発した「介護施設・事業所における虐待防止研修」プログラムを各介護施設・事業所で実施する際のサポートや事例演習を実施する際の講師を派遣するサービスを実施しており、導入を検討される介護施設・事業所におかれては三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損害保険会社の営業担当へ照会されたい。

最後に、職員を対象とした研修の実施により全ての虐待事案の防止につながる、ということは考えにくく、研修と併せて冒頭に記載した虐待防止規定で新たに義務化された措置を含め、日頃からの多角的な虐待防止の取り組みを進めていただきたい。

以上

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部  
医療福祉マーケットグループ  
医療福祉専任コンサルタント 志賀 洋祐

## 参考資料

- 1) 厚生労働省「令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」(2020.12)
- 2) 厚生労働省「令和3年度介護報酬改定について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html) (2021.9.24 時点)
- 3) 厚生労働省「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について」(2010年9月)
- 4) MS & ADインターリスク総研株式会社「介護移設・事業所における虐待防止研修」  
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php> (2021.3)

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティング及び広範な分野での調査研究を行っています。

医療福祉分野におけるリスクマネジメントに関するコンサルティング・セミナー等も実施しておりますので、お問い合わせ・お申込み等は、下記の当社お問合せ先、または三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

現在、当社では福祉事業者向けに以下のメニューを用意しています。

- 虐待防止研修 (eラーニング・セミナー)
- 感染対策webセミナー
- 感染者発生前の準備チェックリスト
- web会議システムを使用したコンサルティング
- 福祉施設利用者事故リスク診断

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株)  
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ  
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941  
<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道等公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2021